

令和2年度
千 秋 町 連 区

諸 団 体 役 員 総 会

一宮市社会福祉協議会千秋支会 ほか



日 時 : 令和2年4月27日(月)午後7時

場 所 : 千秋公民館

総 会 次 第

1. 開会のことば

2. 連区町会長代表者あいさつ

3. 協議事項

(1) 令和2年度諸団体役員を選任について

- ①一宮市社会福祉協議会千秋支会
- ②一宮市高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会千秋支部
- ③千秋町連区交通安全会
- ④千秋町連区防犯委員会
- ⑤千秋町地域学校外活動推進委員会

(2) 令和2年度事業計画（案）について

(3) 令和2年度収支予算（案）について

(4) その他

4. 閉会のことば

令和2年度 一宮市社会福祉協議会千秋支会役員名簿

役職名	所属団体等
支会長	町会長代表者
副支会長	町会長副代表者・民生児童委員協議会会長・連区女性部長
顧問	市議会議員・地域づくり協議会会長
参与	人権擁護委員
会計	町会長会会計
監査	民生児童委員協議会会計・連区女性部副部長
理事	町会長会監事・民生児童委員協議会副会長及び監事・連区女性部支部長 公民館長・老人クラブ連合会長・児童育成協議会長
評議員	町会長・民生児童委員・連区女性部・公民館副館長・児童育成協議会副会長・ 老人クラブ連合会の内、上記に該当しない者

令和2年度 一宮市高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会千秋支部役員名簿

役職名	所属団体等
支部長	老人クラブ連合会長
副支部長	連区町会長代表者・民生児童委員協議会会長・公民館長・連区女性部長・児童育成協議会長
顧問	市議会議員・地域づくり協議会会長
参与	小中学校長・人権擁護委員
会計	連区町会長会会計
監査	民生児童委員協議会会計・連区女性部副部長
理事	連区町会長副代表者・連区町会長会監事・民生児童委員協議会副会長及び監事・連区女性部支部長・公民館副館長・老人クラブ連合会副会長
委員	町会長・連区女性部・老人クラブ連合会の内、上記以外の者

※令和2年度より支部長を老人クラブ連合会長とし、連区町会長代表者を副支部長に、連区町会長副代表者を理事とする

令和2年度 千秋町連区交通安全会役員名簿

役職名	所属団体等
会長	連区町会長代表者
副会長	町会長副代表者・民生児童委員協議会会長・連区女性部長
顧問	市議会議員・地域づくり協議会会長
参与	小中学校長・人権擁護委員
会計	連区町会長会会計
監査	民生児童委員協議会会計・連区女性部副部長
理事	公民館長・老人クラブ連合会長・児童育成協議会長・地域交通安全活動推進委員
委員	町会長・民生児童委員協議会・連区女性部・公民館・老人クラブ連合会・児童育成協議会・保育園長・保育園保護者会・小中学校PTA会長の内上記以外の者

令和2年度 千秋町連区防犯委員会名簿

役職名	所属団体等
会長	町会長副代表者
副会長	町会長代表者
監 査	民生児童委員協議会会計・連区女性部副部長
委 員	各町内選出防犯委員

令和2年度 学校外活動推進委員会役員名簿

役職名	所属団体等
会 長	連区町会長代表者
副会長	民生児童委員協議会会長・老人クラブ連合会長・児童育成協議会長
監 査	民生児童委員協議会会計・連区女性部副部長
委 員	公民館長・連区町会長副代表者・主任児童委員・小中学校長・小中学校PTA会長・スポーツ推進委員

令和2年度事業計画（案）

1. 一宮市社会福祉協議会千秋支会事業

千秋町連区住民が一体となり社会協同性を喚起結集し、地域ぐるみで自主的な社会福祉活動を促進し福祉の増進と明るく住み良い環境をつくるため、次の事業を行う。

(1) 英霊戦災死没者慰霊祭の挙行

令和2年2月22日千秋神社廃宮により、本年度より事業は実施しない。

(2) 敬老会の開催

9月13日（日）（千秋中学校）

(3) 「ひとり暮らしの高齢者とのふれあい事業」の実施

11月中旬 実施日未定（千秋公民館）

(4) 独居老人、寝たきり老人および恵まれない家庭への歳末助け合い運動の実施

(5) 各種団体への事業助成

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 千秋公民館 | ② 連区女性部 |
| ③ 老人クラブ連合会 | ④ 児童育成協議会 |
| ⑤ 消防団（分団） | ⑥ 遺族会 |
| ⑦ 保護司会 | ⑧ 民生児童委員協議会 |
| ⑨ 青少年健全育成協議会 | |

(6) その他、千秋町連区住民の福祉の増進に必要な諸事業の推進

- | | |
|----------------|-----------|
| ①見守りネットワーク推進事業 | 5月25日（月） |
| ②連区自主防災訓練 | 10月25日（日） |

2. 一宮市高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会千秋支部事業

千秋町民各層の積極的な参加と交流により、町民相互の連帯感を深め、高齢者が孤独感や疎外感のない健康で明るい、生きがいのある生活ができる地域づくりを推進するため、次の事業を行う。

(1) 教養講座（末広大学）の開講

毎月8日を軸に、末広大学を開催し、新しい知識の習得に寄与するとともに高齢者相互の交流をはかる。

(2) スポーツ教室及び大会の開催

高齢者相互の交流を深め、体力の確保と健康で生きがいのある生活を営む一助とするため、

スポーツ教室や支部主催バードゴルフ大会を開催する。

9月15日（火） いちい信金スポーツセンター 予備日：9月17日（木）

（3）趣味クラブ活動の推進

趣味を通じ、若い世代との交流を促進し、明るく楽しい心豊かな日々を送る一助とするため、俳句・書道・お茶・囲碁・民踊・手芸・カラオケなど各クラブ活動を促進する。

（4）町民運動会への参加

町民運動会の種目の中に老人対象の競技を加え、スポーツを通して世代間の交流を深めるとともに、高齢者の健康を促進する。 9月20日（日） 予備日：10月11日（日）

（5）その他、在宅高齢者（独居、寝たきりの方）対策事業等、老人福祉に関係する諸事業を推進する。

3. 千秋町連区交通安全会事業

一瞬にして尊い命を奪い平和な暮らしを破壊する交通事故！ 交通事故をなくすことは私たち連区民の切実な願いではありますが、多くの人々の努力にもかかわらず、事故件数や負傷者数はなかなか減少しません。そこで今年度も、道路を利用する運転者や歩行者が、交通安全を自覚し交通ルールや交通マナーを守り、事故のない安全で住み良い社会をつくるため、次の事業を実施します。

（1）交通安全キャンペーンの開催

交通ルール・交通マナーの実践により、交通事故のない安全で快適な社会をつくるため、夏の交通安全市民運動期間にあわせて開催する。

7月15日（水） （町屋交差点）

（2）街頭監視活動の実施

町民の交通安全意識を高め交通事故を防止するため、交通安全市民運動期間にあわせて、佐野交差点において実施する。

4月10日（金） 7月15日（水） 9月25日（金） 12月4日（金）

（3）交通安全意識高揚事業

児童生徒の交通安全意識高揚を図るため、小・中学校等に対し交通安全対策用具を支給する。

（4）交通安全啓発事業

全世帯に配布する「千秋だより」や、地域づくり協議会webサイトに警察からの情報を適時掲出する。

町民運動会など多くの町民が集まる機会を利用し、交通安全啓発活動を実施する。

(5) その他、交通安全に関する諸事業を推進する。

4. 千秋町連区防犯委員会事業

自主防犯体制の整備充実による地域安全活動の推進を目的とし、次の事業を実施する。

(1) 防犯委員を中心とした、防犯パトロールなど町内の防犯体制の整備充実

(2) 年末警戒の実施 12月第2週と第3週の、火、木曜日夜に支部毎に分ける

5. 学校外活動推進事業

子どもたちがより豊かな社会体験、自然体験を得ることができる場を、家庭、学校、地域が協力して子どもたちに提供することを目的とし、次の事業等を実施する。

- | | | |
|--------------------|----------|----------|
| ① 自然体験学習「うなぎつかみ大会」 | 千秋公民館 | 6月7日(日) |
| ② 世代間交流・皆で歩く会 | 老人クラブ連合会 | 10月 未定 |
| ③ 童謡に親しむ会 | 老人クラブ連合会 | 10月 未定 |
| ④ 千秋っ子フェスタ | 千秋小PTA | 11月 未定 |
| ⑤ ふれあいコンサート | 千秋南小PTA | 11月 未定 |
| ⑥ 千秋東小文化講座 | 千秋東小PTA | 11月 未定 |
| ⑦ 児童育成学校外活動 | 児童育成協議会 | 11月 未定 |
| ⑧ お別れ会(ドッジビー大会) | 児童育成協議会 | 2月28日(日) |

他

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、予定事業を中止または変更する場合あり。

令和2年度 一宮市社会福祉協議会千秋支会予算(案)

収入の部

単位:円

項目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較 増△減	説明
1 補助及び交付金	7,617,000	7,721,500	△104,500	
1 社協千秋支会	6,297,000	6,441,500	△144,500	○地域づくり協議会交付金 (2,860,000) <ul style="list-style-type: none"> ・敬老会事業費 2,100,000 ・見守りネットワーク事業 220,000 ・連区防災訓練事業 140,000 ・学校外活動推進事業 400,000 ○支会活動費補助金 (2,909,000) <ul style="list-style-type: none"> ・支会活動費 2,310,300 (500円×5,134世帯)×0.9 ・地域活動振興費 370,700 (500円×5,134世帯×0.1)+114,000 ・児童福祉週間行事費 20,000 ・ボランティア活動地区推進事業費 40,000 ・ひとり暮らし老人ふれあい事業 (600円×180人)+60,000 168,000 ○敬老の日行事費補助金 (528,000) <ul style="list-style-type: none"> (180円×2,858人)×0.95 528,000 +40,000
2 高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会千秋支部	850,000	850,000	0	○地域づくり協議会交付金 850,000
3 千秋町交通安全会	330,000	300,000	30,000	○地域づくり協議会交付金 330,000
4 千秋町連区防犯委員会	140,000	130,000	10,000	○地域づくり協議会交付金 140,000
2 雑収入	100	84,819	△84,719	○千秋神社維持管理料等 0 ○貯金利息等 100
3 繰越金	721,900	964,681	△242,781	○前年度繰越金 721,900
合計	8,339,000	8,771,000	△432,000	

支出の部

単位:円

項目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較 増△減	説明
1 会務費	70,000	100,000	△30,000	
1 事務費	50,000	80,000	△30,000	○事務用品購入費 30,000 ○通信運搬費 20,000
2 会議費	20,000	20,000	0	○会議用茶菓代
2 社協千秋支会費	6,188,000	6,274,000	△86,000	
1 福祉活動費	4,437,000	4,533,000	△96,000	
1 児童福祉費	400,000 (400,000)	400,000	0	○学校外活動推進事業 300,000 ○花祭り事業(仏教会委託) 70,000 ○親子ものづくり教室(公民館) 30,000
2 老人福祉費	3,754,000 (2,320,000)	3,680,000	74,000	○敬老会事業費 (3,204,000) 記念品(750円×2,858人) 2,143,500 祭礼費等 0 アトラクション費用 460,000 雑費 600,000 ○ひとり暮らし老人とのふれあい事業 330,000 ○見守りネットワーク独居高齢者歳末慰問 1,100円×200人 220,000
3 低所得者福祉費	173,000	173,000	0	○生活保護家庭歳末慰問 60,000 1,500円×40人 ○準要保護家庭歳末慰問 112,500 1,500円×75人
4 遺族援護費	110,000	280,000	△170,000	○慰霊祭執行費 (0) 祭礼費等 0 記念品等 0 雑費 0 ○物故者追悼会(仏教会委託) 110,000
2 地域振興費	1,746,000	1,736,000	10,000	
1 防火防犯事業費	160,000 (140,000)	150,000	10,000	○自主防災訓練事業 160,000 ○資材購入費 0
2 地域づくり交付金	466,000	466,000	0	○千秋公民館事業交付金 466,000 ・学習発表会事業 ・女性学習事業

項目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較 増△減	説明
				<ul style="list-style-type: none"> ・成人・高齢者学習事業 ・体育レクリエーション事業 ・家庭・青少年学習事業 ・魅力ある地域づくり事業
3 各種団体助成金	1,120,000	1,120,000	0	<ul style="list-style-type: none"> ○女性部事業助成金 220,000 ○公民館運営助成金 150,000 ○民生児童委員協議会事業助成金 50,000 ○児童育成協議会事業助成金 200,000 ○老人クラブ連合会事業助成金 280,000 ○保護司会更生保護事業助成金 35,000 ○南北消防分団事業助成金 120,000 ○遺族会事業助成金 45,000 ○青少年健全育成事業助成金 20,000
3 諸支出金	5,000	5,000	0	○愛知県少年補導委員会連合会賛助会費
3 高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会千秋支部費	1,270,000 (850,000)	1,350,000	△80,000	
1 教養講座費	900,000	980,000	△80,000	
1 講師謝礼	40,000	70,000	△30,000	○末広大学等講師謝礼
2 食糧費	70,000	70,000	0	○講師接待及び会議用茶菓代
3 教材費	30,000	40,000	△10,000	○資料作成費
4 消耗品費	170,000	180,000	△10,000	○受講者おやつ代
5 通信運搬費	20,000	20,000	0	○講師送迎用車代他
6 使用料	570,000	600,000	△30,000	○社会見学バス借上料
2 スポーツ大会費	120,000	120,000	0	
1 報償費	60,000	60,000	0	○町民運動会賞品代(公民館会計繰入)
2 大会費	60,000	60,000	0	○千秋支部バードゴルフ大会執行費
3 クラブ活動費	250,000	250,000	0	○趣味クラブ講習会委託料(11クラブ)

項目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較 増△減	説明
4 千秋町交通安全会費	380,000 (330,000)	450,000	△70,000	
1 事業費	380,000	450,000	△70,000	○交通安全対策費 160,000 小中学校4校交通安全用具支給 40,000 ×4校 ○連区事業費 130,000 ○広報活動費 90,000 ○交通安全被服費 0
5 千秋町連区防犯委員会費	150,000 (140,000)	150,000	0	
1 活動費	120,000	120,000	0	○小中学校4校防犯関係用具支給
2 雑費	20,000	30,000	△10,000	
6 予備費	281,000	447,000	△166,000	
合計	8,339,000	8,771,000	△432,000	

※ 支出の部の()内の数値は、地域づくり協議会交付金充当額

※ 各事業間及び項目間の流用を認める。

社会福祉法人一宮市社会福祉協議会千秋支会会則

(目的)

第1条 社会福祉法人一宮市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）支会設置規定に基づき、連区民の協力体制を確立し、自主的活動により、社会福祉事業の推進に努め、もって、連区民の福祉を増進することを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 名称は、社会福祉法人一宮市社会福祉協議会千秋支会（以下「支会」という。）と称し、事務所を千秋町出張所に置く。

(組織)

第3条 この支会は、協議会の会員資格を有するもので、次の者をもって組織する。

- ① 地域の代表者
- ② 地域福祉の代表者
- ③ 地域福祉に関係ある団体の代表者
- ④ ボランティア活動の代表者
- ⑤ 学識経験者
- ⑥ 本会の目的に賛同する個人又は団体の代表者

(事業)

第4条 この支会は、協議会の事業方針に基づき、第1条の目的達成のため、次の事業を行う。

- ① 社会福祉事業の調査研究
- ② 社会福祉事業の啓蒙
- ③ 連区民の社会福祉に関係ある団体との連絡調整
- ④ 社会福祉事業の推進
- ⑤ 会員の増強
- ⑥ 共同募金分会との連絡及び協力
- ⑦ その他支会の目的達成のため必要な事項

(役員)

第5条 この支会に次の役員を置く。

- ① 支会長 1名
- ② 副支会長 3名
- ③ 理事 若干名
- ④ 評議員 若干名
- ⑤ 会計 1名
- ⑥ 監査 2名
- ⑦ 顧問及び参与 若干名

(役員選任方法)

第6条 支会長は、連区町会長代表者とする。

2 副支会長は、連区町会長副代表者・民生児童委員協議会長・女性部長とする。

3 理事は、評議員の中から支会長が委嘱する。

4 評議員は次により構成する。

町会長及び民生・児童委員並びに女性部・公民館・老人クラブ連合会・児童育成協議会役員とする。

5 会計・監査は支会長が委嘱する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員中公職にある故をもって就任しているものは、その在任期間とする。

3 補欠により就任したる役員の任期は、その残任期間とする。

(役員の職務)

第8条 支会長は、支会を代表し、会務を統括し、諸会議の議長となる。

2 副支会長は、支会長を補佐し、支会長事故あるときは、その職務を代理する。

3 会計は、支会の会計事務を掌る。

4 監査は、支会の業務及び会計を監査する。

(会務)

第9条 評議員は、評議員会を組織し、第1条の目的達成のため、支会業務の運営を協議する。

2 理事は、理事会を組織し、支会業務の決定並びにこれの実施に参画する。

(会議)

第10条 会議は支会長において、必要と認めるとき、支会長はこれを招集する。会議は3分の2以上の出席をもって成立し、2分の1以上の多数により決定する。

(経費)

第11条 この支会の経費は、協議会の交付金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 この支会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(改正)

第13条 この会則の改正については、理事会及び評議員会において、それぞれ3分の2以上の同意を必要とする。

2 会則を改正した場合は、協議会へ届出するものとする。

付則

この会則は、平成14年4月1日から施行する。